

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	320	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	321	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	322	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	323	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	324	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	325	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	326	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
公告	238	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	239	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	240	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	241	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	242	姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務に係る公募型プロポーザルの実施について	介護保険課
公告	243	制限付一般競争入札の中止について	契約課

姫路市告示第 320号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

G I A N G V A N T U Y E N

2 送達すべき書類

差押調書（謄本）

姫路市告示第 321号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 飾西柴崎自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市飾西93番地8	姫路市飾西50番地15	令和7年4月1日
代表者の氏名	金谷 雅文	山本 明範	

姫路市告示第 322号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市延末283番地1

井上 かおり

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第 323号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市北条252番地12

市営北条住宅6棟13号

吉田 良一

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第 324号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているもので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市土山七丁目9番19号

サンスーシ 206号

久米 勇輝

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第 325号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市広畑区西夢前台4丁目45番地

インタービレッジ西夢前台606

増田 凌

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第 326号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 継自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市継 2 3 5 番地 5	姫路市継 1 1 7 番地 3	令和 7 年 4 月 1 日
代表者の氏名	柚木 嘉之	辰巳 功	

2 古瀬畑自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市夢前町古瀬畑 2 3 5 番地	姫路市夢前町古瀬畑 3 0 5 番地	令和 7 年 4 月 1 日
代表者の氏名	繁畑 精一	本條 雅史	

3 川西台自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市川西台 2 番地 9	姫路市川西台 1 番地 4 8	令和 7 年 4 月 1 日
代表者の氏名	梶浦 修二	筒井 健二	

4 香寺町中村自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
主たる事務所	姫路市香寺町中村 2 0 7 番地	姫路市香寺町中村 2 9 番地	令和 7 年 4 月 1 3 日
代表者の住所	姫路市香寺町中村 2 0 7 番地	姫路市香寺町中村 2 9 番地	
代表者の氏名	大西 好清	沼田 尚治	

姫路市公告第 238号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年4月22日

姫路市指令土 第1－70－2号（23）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市飾磨区妻鹿字甲鶴亀1513番12及び字太太1962番17

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市御国野町国分寺138番地の1

御國色素株式会社

代表取締役 黒田 耕司

姫路市公告第 239号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和6年9月18日

姫路市指令土 第1－38号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市北原字下坂ヲリ236番1、237番1、237番4及び237番1地先
水路

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市網干区大江島寺前町109番地

アーバントラスト株式会社

代表取締役 肥塚 俊彦

姫路市公告第 240号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和6年12月13日

姫路市指令土 第1－58号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市飾磨区妻鹿字甲鶴亀1538番の一部、1538番1の一部、1539番及び1539番1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尼崎市鶴町7番地の8

ガス物流ネット株式会社

代表取締役 出木舎 丈夫

姫路市公告第 241号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和6年7月10日

姫路市指令土第1－20号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市御立中三丁目1098番、1099番、1100番、1101番1、1134番4、1134番6及び1135番3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加古川市西神吉町宮前821番地の101

株式会社シンメン不動産

代表取締役 新免 博昭

加古川市尾上町安田130番地の7

株式会社ミライホーム

代表取締役 大面 唯文

姫路市公告第 242号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務

(2) 業務の概要

本市の要介護認定事務における訪問調査について、認定調査員が認定調査をタブレット端末等を用いて実施し、その後認定調査票の作成を行うことができるシステムを導入し、運用保守を行うこと。

(3) 業務期間

ア 初期導入業務（システムの導入・初期設定作業、操作研修の実施）

契約締結日から令和7年9月30日まで

イ 運用保守業務（システムの運用保守作業）

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

※ 姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく長期継続契約とする。

(4) 提案上限金額

ア 初期導入経費

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ システム運用保守経費（令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで）
月額 6 6 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 提案上限金額については、年度ごとの予算額を保証するものではない。

なお、令和 8 年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を姫路市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上、定めるものとする。

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030728.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部介護保険課

〒 6 7 0－8 5 0 1 姫路市安田四丁目 1 番地

電話：0 7 9－2 2 1－2 4 4 7

姫路市公告第 243号

令和 7年 5月 19日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の中止について

令和7年4月4日姫路市公告第121号で公告した制限付一般競争入札については、これを中止する。